**補遺**

2021年２月

㈱日本法令

**印鑑の届出と取締役等の欠格事由について**

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、印鑑の届出義務と取締役等の欠格事由についての条項の一部が削除されたことに伴い、2021年2月15日から印鑑の届出が任意となるとともに、2021年3月1日から成年被後見人等であっても取締役等に就任することができるようになります。

登記50－A「株式会社設立登記申請・届出様式集」に同梱されている付属の解説書をお読みいただく場合は、下記を追加・削除してご使用いただけますようお願い申し上げます。

【該当箇所】

●印鑑の届出について

2021年2月15日より、会社設立時の印鑑の届出は任意とされたましたが、会社設立登記申請を書面でする場合には従来どおり印鑑の届出が必要となります（改正商業登記規則第35条の2）。本商品ではセットされている手書き様式を使用し申請することを前提としているため、登記所への印鑑の届出の解説について変更はなく、従来どおりとなります。

●取締役等の欠格事由について

74ページ

　第7章 I ２取締役の資格　4段目

『ⅱ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われる者』を削除してください。